

## 財団法人に関する参考資料

## 1 財団法人の意義

一定の目的のために供せられた財団を管理、運営するために作られる法人（民法34条等）。人の集団を本体とする社団法人に対し、財産を基礎とする法人である。公益を目的とするものに限られ、民法の規定に基づき、寄附行為と主務大臣の許可によって設立される。宗教法人、学校法人、社会福祉法人などのように、特別法によって設立されるものもある。

（有斐閣 法律用語辞典）

## 2 評議員・評議員会の役割

**（公益法人の設立許可及び指導監督基準）**

## 4．機 関

## (4) 評議員及び評議員会

財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会をおくこと。

**（公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針）**

## 4．機 関

## (4) 評議員及び評議員会

(1) ...評議員会には、理事等の業務執行の適正化を図る役割を果たすため、理事の選任機能や重要事項の諮問機能を持たせる必要があるが、これに加え、理事の監督、重要事項の決定等を行わせることも可能である。

### 3 年間収入構成

(百万円)

		会費収入	財産運用収入	寄付・補助金等収入	事業収入	その他の収入	合計
国所管	社団	408,715	48,392	275,538	2,538,119	378,809	3,650,331
都道府県所管	社団	259,083	70,952	231,696	1,231,383	510,008	2,303,123
合計		667,798	119,344	507,234	3,769,502	888,817	5,953,454
比率(%)		11.2	2.0	8.5	63.3	15.0	100.0

(百万円)

		会費収入	財産運用収入	寄付・補助金等収入	事業収入	その他の収入	合計
国所管	財団	231,268	229,454	673,725	5,213,799	1,541,210	7,889,453
都道府県所管	財団	133,655	180,887	661,856	3,992,121	1,472,739	6,441,258
合計		364,923	410,341	1,335,581	9,205,920	3,013,949	14,330,711
比率(%)		2.6	2.9	9.3	64.2	21.0	100.0

(平成14年度「公益法人に関する年次報告」54頁図表2-2-23を基に作成)

### 4 賛助会員等規模別法人数

所轄官庁		法人数	賛助会員等規模別法人数					賛助会員等合計会員数	賛助会員等平均会員数	
			制度なし又は0会員	1~99会員	100~499会員	500~999会員	1,000~4,999会員			5,000会員以上
国所管	社団	3,877	2,267	1,169	266	40	68	67	23,041,850	14,312
	財団	3,266	2,092	484	347	100	135	108	7,615,746	6,487
都道府県所管	社団	9,147	6,465	2,173	393	43	38	35	1,756,485	655
	財団	10,070	8,664	416	471	145	195	179	7,178,644	5,106
合計		26,183	19,368	4,200	1,469	325	433	388	39,574,433	5,807
比率(%)			74.0	16.0	5.6	1.2	1.7	1.5		
前年合計		26,264	19,653	4,086	1,448	318	394	365	38,996,747	5,899

(注)賛助会員等平均会員数は、制度なし又は0会員を除いた法人数についての平均会員数。

平成14年度「公益法人に関する年次報告」39頁

## 5 評議員規模別法人数

所轄官庁		法人数	評議員規模別法人数							評議員 合計人数	評議員 平均人数
			評議員制度 有り法人	0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上		
国所管	社団	3,877	671	76	66	64	45	48	372	55,383	82.5
	財団	3,266	3,137	594	1,314	608	259	142	220	70,755	22.6
都道府県所管	社団	9,147	832	236	147	123	88	56	182	29,641	35.6
	財団	10,070	6,995	1,586	3,118	1,113	509	248	421	138,888	19.9
全体	社団	12,889	1,502	312	212	187	133	104	554	85,006	56.6
		比率(%)	11.7	20.8	14.1	12.5	8.9	6.9	36.9		
	財団	13,294	10,097	2,175	4,421	1,713	763	389	636	208,660	20.7
		比率(%)	76.0	21.5	43.8	17.0	7.6	3.9	6.3		
	合計	26,183	11,599	2,487	4,633	1,900	896	493	1,190	293,660	25.3
		比率(%)	44.3	21.4	39.9	16.4	7.7	4.3	10.3		
前年合計		26,264	11,440	2,388	4,519	1,867	917	510	1,239	298,966	26.1

- (注) 1 評議員平均人数は、評議員制度有りの法人についての平均。  
2 評議員規模別法人数の割合は、評議員制度有りの法人に対する割合。

平成14年度「公益法人に関する年次報告」52頁

## 6 監事規模別法人数

所轄官庁		法人数	監事規模別法人数							監事 合計人数	監事 平均人数
			監事制度なし 法人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,877	8	1	146	2,295	1,228	125	74	9,314	2.4
	財団	3,266	3	5	311	2,501	395	33	18	6,731	2.1
都道府県所管	社団	9,147	6	5	207	6,518	2,143	192	76	20,854	2.3
	財団	10,070	33	16	489	7,833	1,522	116	61	21,510	2.1
合計		26,183	50	27	1,145	19,008	5,262	463	228	58,028	2.2
		比率(%)	0.2	0.1	4.4	72.6	20.1	1.8	0.9		
前年合計		26,264	52	35	1,188	18,991	5,299	470	229	58,204	2.2

- (注) 1 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除いた法人数についての平均人数。  
2 合計は共管重複分を除く実数。

平成14年度「公益法人に関する年次報告」46頁

## 7 基本財産規模別法人数

所轄官庁		財団法人 数	基本財産規模別法人数					基本財産合 計金額 (百万円)	基本財産平 均金額 (百万円)	
			500万円未 満	500万円 以上1千 万円未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円以上 10億円未 満			10億円以上
国所管		3,266	316	105	585	289	1,398	573	2,648,096	811
都道府県所管		10,070	1,515	579	3,072	1,257	3,166	481	2,314,371	230
合計		13,294	1,825	682	3,641	1,538	4,555	1,053	4,957,948	373
		比率(%)	13.7	5.1	27.4	11.6	34.3	7.9		
前年合計		13,375	1,856	709	3,683	1,526	4,556	1,045	4,931,305	369

平成14年度「公益法人に関する年次報告」38頁